

(議院運営委員会)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号) (衆議院提出) 要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児時間制度を拡充する。
- 二、この法律は、一部の規定を除き、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。